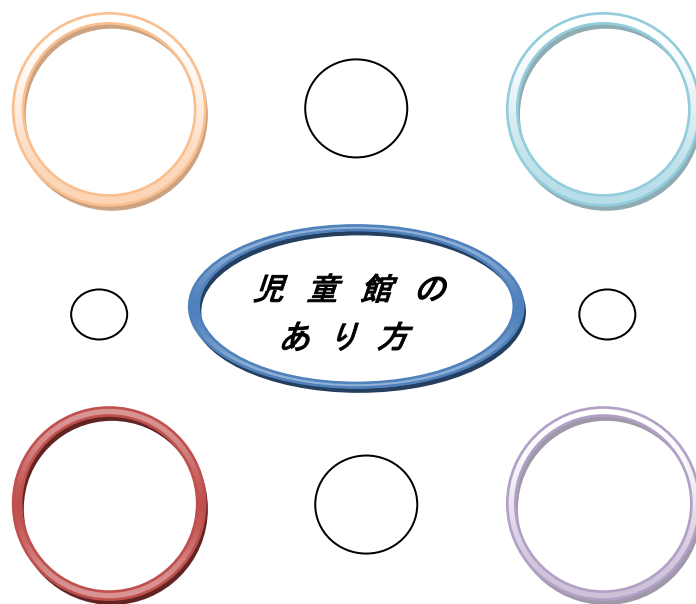


資料3

東久留米市  
子ども・子育て会議  
平成27年10月14日

# 東久留米市立児童館の管理運営に関する ガイドライン

(抜粋版)



平成23年1月

東久留米市

本ガイドラインは、今後の本市の児童館を運営していく上で、指針となるもので、「その1」に市民参加による検討の報告書を踏まえて、これからの目指すべき児童館機能のあり方を指標化して整理し、「その2」に日常業務の管理運営についての手引きを、「その3」に、「その1」及び「その2」を利用していく上で、その根拠となる国・都の関係通知等の資料を取りまとめたものである。

また、本ガイドラインは、各児童館の運営の多様性から、「最低基準」という位置付けではなく、児童館を運営するに当たって必要な基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。

なお、「その1」の項目は、指標化して大・中・小項目に分けて説明しているが、実際の運用に当たっては、単一の個別項目で有効的になるものでなく、互いに有機的に結び合って効果が生ずるものである。従って、振り分けた項目は、内容が重複する場合が多々あるので留意を要する。（「その3」資料編参照。）

また、本ガイドラインは変更事象等が生じ、改正を要する場合など必要の都度、修正加除するものとする。

\*本ガイドラインの作成に当たっての主な参考文献は、次のとおりである。

- ・「児童厚生員ハンドブック」（財団法人 児童健全育成推進財団）
- ・「これからの児童館のあり方についての調査研究」（財団法人 児童健全育成推進財団）
- ・「これからの児童館のあり方についての提言」（財団法人 児童健全育成推進財団）
- ・「児童健全育成ハンドブック」（東京都福祉保健局）

**※本資料は上記にある「その2」「その3」を省略した抜粋版となっています。**

# 目 次

## その1 東久留米市立児童館機能のあり方

<b>第1章 児童館の役割と機能(大項目)</b> .....	(1)
1 児童館の特徴.....	(1)
(1) 多機能性.....	(1)
(2) 拠点性.....	(3)
(3) 地域性.....	(3)
<b>第2章 これからの児童館の目指すべき方向(中・小項目)</b> .....	(6)
1 子どもにとって魅力ある児童館.....	(6)
1-① 自然体験や社会体験を充実させる.....	(6)
1-② 開館時間を1時間延長する.....	(7)
1-③ 日曜日・祝日は開館する.....	(7)
2 子どもたちが育ち合う児童館.....	(7)
2-① 成長・発達段階に応じたカリキュラムの実施・異年齢児交流.....	(8)
3 独自性のある児童館.....	(8)
3-① 創意・工夫の行事・活動の展開.....	(9)
4 どの子ども共に過ごせる児童館.....	(9)
4-① 障がいのある子の受け入れと交流.....	(10)
4-② 高校生年代の受け入れ.....	(10)
4-③ 乳児の居場所づくり.....	(11)
5 子どもが主人公の児童館にする.....	(12)
5-① 子ども参画の児童館にする.....	(13)
6 地域・学校等が関わり合う児童館.....	(13)
6-① 学校との関係を深める.....	(13)
6-② サポーター・バンクを設ける.....	(14)
6-③ ネットワークを活用した子育ての情報提供・発信.....	(14)
6-④ 地域懇談会あるいは運営委員会の設置.....	(15)

7	効率的・効果的な管理運営	(16)
7-①	職員等の研修・人材育成	(16)
7-②	「きまり」は今までどおりとする	(17)
7-③	指定管理者等への委託	(17)
8	子育て支援ネットワークのある児童館	(18)
8-①	子育て支援ネットワークづくり	(18)
8-②	福祉的機能の発揮(相談支援機能の充実強化)	(19)
8-③	子どもや親の相談に応じる	(20)
8-④	相談とソーシャルワーク的役割とコーディネータ的役割	(22)
9	地域コミュニティの核としての児童館	(22)
9-①	配置バランスと中継・連絡調整機能	(23)
(1)	今、求められている児童館の子育て支援機能	(23)
(2)	児童館の配置と連絡調整機能	(23)
(3)	移動児童館の取り扱い	(24)
9-②	危機管理・保安体制・業務の指導監督・学童との連携	(24)
9-③	安全・安心できる居場所	(25)

## 第1章 児童館の役割と機能(大項目)

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設として、地域の子どもに健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置される施設である。本市の児童館のあり方については、平成15年3月と平成22年10月の2回の市民参加による検討報告を経て、一定の方針を打ち出しながら、児童館行政を推進してきたところである。これらを踏まえて、これからの児童館機能はどうあるべきなのかを大きな視点(大項目)として指標化し、まとめたものが本章である。

参考 児童福祉法第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

### 1 児童館の特徴

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象にしているだけに、その時代の子どもを取り巻く環境に大きく影響を受け、適切な対応が求められる施設である。児童館は大別すると、3つの役割と機能、つまり児童館としての特徴を持ち合わせている。別紙、「東久留米市立児童館機能のあり方(「児童館ビジョン」)及び「東久留米市立児童館機能のあり方の項目関連図(児童館機能体系図)」を参照。

#### (1)多機能性

児童館は、社会の変化を踏まえ、地域における多様なニーズを的確に把握し、柔軟かつ効果的に対応できる機能の調整、充実を図ることが大切である。

子どもからは「地域での遊び等の活動の拠点としての機能充実へのニーズ」、保護者からは「子育て支援のための有効な社会資源の一つとしての機能強化へのニーズ」、中高校生年代にとっては「居場所づくり、グループの育成、社会奉仕等のボランティア活動の場としての機能発揮へのニーズ」があり、利用者の幅と共に、児童館の果たす機能も幅広く、多機能である。

児童館の本来的機能は、以下の3つにまとめることができる。

##### 1 子どもの育成機能

子どもに健全な遊びの場・機会を提供し、子どもの集団及び個別指導を行い、自主的・創造的体験を通して、発達課題を達成し、子どもの全面的かつ調和的な発達を促す機能である。

##### 2 社会参加促進機能

地域組織活動の育成助長、指導者・ボランティアの育成、地域における児童健全育成上のニーズに応える活動を促進する機能である。

ボランティア活動、子ども会・母親クラブ等の地域組織活動等、地域社会を活動の場

とする社会参加活動の育成、推進を図る機能である。

### 3 子育て支援機能

地域に密着した社会資源として、家庭・地域の子育てに関する多様なニーズ・問題に対応し、必要な支援を行う機能である。

児童館はそもそも児童福祉法に基づき、0歳～18歳未満のすべての子ども達を対象に、健全な遊びを与える事を目的とした施設で、児童が自主的に自由に遊べ、安全・安心な居場所として、児童館の活用の促進や事業内容の充実を図り、様々な活動や取り組みを実施していく施設である。また、遊びの側面では、遊びが子どもの発達にとって非常に大きな価値があり、遊び自体や遊びの世代間伝承の中に、子どもの成長・発達を促進、増進させる重要な要素が含まれていると言われている。ただ、子どもと遊ぶのが児童館の使命ではなく、遊びを通して子どもたちの発達を保障する。遊びを通じて子どもが仲間関係や機能を発達させるところが児童館の遊びの特徴である。(子どもがのびのび遊べる場を保障・子どもの発達を保障する意義・子どもの生活を保障する意義・福祉の増進機能への理解の必要性)しかし、近年、保護者と家庭、地域社会の生活、幼児自身の育ちなどの変化や核家族化、地域のつながりの希薄化、子どもの多様な活動の機会の減少、安全に遊べる場所の減少が生じているなど、子どもを取り巻く環境と育ちの変化に伴い、児童の健全育成を社会的に支援することや遊びを通じた人格発達支援の必要性が富に重要になってきている。

#### <子どもを取巻く環境と育ちの変化>

- ・「自己中心」、「コミュニケーションが取れない」、「自制心不足」
- ・家庭でのしつけ、教育不足から「挨拶」や「礼儀」、「言葉遣い」の不適切
- ・「基本的な生活習慣・食習慣不足」
- ・核家族化・自己中心的保護者
- ・「我慢する力・相手への思いやりの心がない」「道徳的な観点から忠告する人の存在不足」

このため、地域の子育て支援はもとより、中高校生の居場所づくり、虐待、気になる子、障がい児、不登校への対応等、多様なニーズが近年、児童館に求められている実態にある。

また、子どもを対象とした、特定の必要だけに特化しない児童館の特徴は、職員や地域の大人と子どもとの日常的、長期的な関わりや子ども間の異年齢の関わりを保障し、子どもの諸問題についての発生予防と早期発見につながる効果があるだけに今後、力を注いでいかなければならない。

#### <多機能性の項目>

- ・(遊びを通しての健全育成の役割)・(安全・安心性)・(継続性・安定性)
- ・(問題の予防と早期発見の観察力)・(地域との連携を図る機動性)
- ・(異年齢を受入れる包容力)等

## (2) 拠点性

平成22年設置の「東久留米市立児童館機能のあり方に関する市民懇談会」（以下、「平成22年のあり方懇談会」という。）の報告書には、これからの児童館のあり方として、あらためて「人間づくりの場」と位置づけるとともに、「子育て支援の拠点となる児童館」をめざし、児童の福祉的機能を強化する必要があると提言されている。児童館では、利用者のニーズを捉え、多機能性を活かして、地域の子育て支援の拠点となるために、以下の拠点性が求められる。

- 1 子どもの遊び場としての拠点性
- 2 保護者への子育て支援としての拠点性
- 3 ボランティアをはじめとする社会参加活動の育成・推進の拠点性

児童館の活動の主役は、来館する子どもたちであり、その子どもたちの活動を支えるのが児童厚生員である。しかし、児童館において、子どもの発達及びニーズに効果的に対応するためには、児童館職員だけでは、限界もあり、地域における大人たちの参加、協力が必要である。いわば、地域ぐるみの活動展開を常に心がけていくことが求められ、地域の活動を促進する拠点性が重要になってくる。

また、児童館は、子どもにとっての居場所であり、地域で子どものことを考える人たちにとっての集会所で、活動の準備の場所でもある。さらに、地域社会を活動の場とする「社会参加活動の育成・推進」を図る拠点ともなり、ボランティア活動、子ども会・母親クラブ等の地域組織活動等を支える役割をもっている。

従って、地域の子育て支援の拠点として、地域で子育てしていくことやあらゆる世代が子育てに関われるシステムづくりを確立して、多彩なプログラムを展開していくことが求められており、地域社会を活動の場とする「社会参加活動の育成、推進」を図る機能を備えることが重要である。

「子どもの全体の発達を地域の中でどう見て行くか」、「地域の子育て力の強化」、「親育ち」、「地域の子育ての仲間づくり」等の課題に向けて、身近にある子どものことを中心にした拠点施設である児童館が果たす役割は、今後、ますます大きくなると予想される。

## (3) 地域性

近年、地域における子育ての共同意識が希薄になっている中、児童館の機能を地域における総合的子ども支援の一環として捉え、児童館は、地域コミュニティの核としての機能も果たしていくことが大変重要になってきている。

児童館は、子どもの育成を通して、地域住民と協働して活動する機会を数多く設けることで、「子どもを社会で育てる」環境をつくり出し、子どもの育成に関する地域住民の意識向上を図ることが可能である。そのためには、地域資源のネットワーク化を進め、健全育成の地域社会づくりを進める役割を果たしていく必要がある。従って、児童館の子どもたちが多種多様な職業や年齢の人たちとふれあうことで価値観も広がり、児童館の活動を通

じて、地域社会を活性させるコミュニティを形成することが重要になってくる。「新しい公共の場」となるべきである。

「地域」に主権や主導権を持たせる事で主権者意識が高まり、市民性も高まる。子どもたちは、自立し、かつ協力し合い、助け合って生きる「社会性」を身につけることが重要であり、そのためには、地域に根ざした児童館が求められ、地域の子育て力と人材確保が必要になってくる。ボランティアがパートナーとして、児童館活動に主体的に参加することで、その意識が高まり、さらに保護者、地域の目が加わることで、「客観性」と「専門性」の両立が図られ、良識ある健全育成が見出されていくものと考えられる。

「地域も子育ての当事者」という意識を持ち、地域の伝統や歴史を大切にす、地域ぐるみで子どもを育てるという考え方が、子どもの「社会性」を育み、コミュニティの再生にもつながる。

児童館が総合的な子育て支援の視点を持つことにより、子育てに関わる社会資源（学校等の教育施設、児童相談所等の福祉施設、医療施設、住民組織、団体、高校生・大学生、高齢者、ボランティア）と協力的なネットワークを築いて、地域での子どもの生活保障や地域社会の子育て力の向上を図ることが可能である。

本市の児童館が長年大切にしてきた「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」や「地域に根ざした児童館活動」は、市民との協働の基盤を踏まえ、以下のような展開・発展につながっていくものである。

- ・ 子育て支援ネットワーク、地域コミュニティの拠点となる機能を果たす児童館
- ・ 総合的に子育てを支えていく機能・役割を担う児童館
- ・ 各地域の子育て支援ニーズに応える活動ができる児童館
- ・ 地域の人材・ボランティア育成、児童館の活動に対してネットワークを構築、活用して、地域密型の活動を展開する「新しい市民的公共」を目標とする児童館

#### ア. 地域資源をつなぎ地域の子育て力を高める

子どもの健やかな成長・発達を願い、自分の得意分野を地域の子どもの育成に協力したいという意思を持っている人たちが地域に存在しており、この力を児童館の運営に有効的に生かしていく方法を考えることが重要な要素となっている。児童館が地域の子育てに関わる多様な資源とつながることで、地域に開かれた子育てへの視点を獲得することができ、人々や地域資源をつなぐ橋渡しや結び目の一つとしての役割を果たすことが可能になってくる。

児童館職員は、スーパーバイザーの要素、コーディネーターの要素、ファシリテーターの要素、児童ソーシャルワーカー的な機能を発揮しながら、子育てに関する地域資源との連携を図ることになる。

子育て環境の改善に努めることは、児童館職員の大切な職務であり、子育てに関するコミュニティワーク活動によって、子育てをしやすい地域づくりの一端を担う役割に



つながる。また、児童館の存在を地域に幅広く知ってもらうため、地域の子育てに関わる団体や組織の活動に参加することも重要なことである。

#### イ. 地域住民の子どもの育成に関する理解を深める

近年、子どもの育成に様々な人が関心を持つことや協力しながら関わることを通じて、地域住民の理解を深める役割が児童館に求められており、また、児童館は、地域の子育て支援のネットワーク拠点としての自覚を持ち、地域住民の子どもの育成に関する理解を深めることが期待されている施設でもある。児童館への期待を深めるために、広報・宣伝活動や、子育てに関する地域意識を育てる各種交流活動、地域の様々な会議、懇談会等に参加したり、主催したりする活動が必要である。

#### ウ. 児童館の社会参加促進機能を発揮する（ボランティア育成）

児童館は、ボランティア活動、子ども会・母親クラブ等の地域組織活動、その他地域社会を活動の場とする社会参加活動の育成、推進を図る機能を備えている。

児童館においては、それらの社会参加活動のための場・機会を提供するプログラムを用意する必要があり、ボランティア活動の推進を図るため、拠点としての機能を発揮することが必要である。そのためには地域組織の拡充と場の提供、活動内容の質的向上、活動効果を上げるためのアドバイス、専門技術面での援助、行事・イベントへの協力強化、地域組織のリーダー養成、協働しながら活動促進に向けて努めることが肝要になってくる。

また、ボランティアとして多くの人たちを受入れ、共に子どもに接して行く場や雰囲気を作り出すことが重要であり、子どもにとって多彩で魅力的なプログラム活動を展開するためには、それぞれに特技を持った人々を発掘し、地域住民の一人として、参加できる開かれた児童館であるべきである。

このように、子ども自身が自分たちの遊び場を確保、維持して遊びを創って行く経験を過程に、次世代の児童館ボランティアを育んでいくことを目指すべきである。

## 第2章 これからの児童館の目指すべき方向(中・小項目)

本章は、これからの児童館行政を推進していく上で児童館の役割と機能の個別項目を指標化して整理したもので、第1章の大項目にぶら下がる中・小項目をまとめたものである。

### 1 子どもにとって魅力ある児童館

児童館は、「自分の意思で来館する場」、「誰もが自由に遊べる場」であり、親から強制的に行かされる場所でも、行くことが義務付けられている場所でもない。従って、来館者が受ける児童館の最初の印象がとても大切であり、職員は、子どもと向き合う一場面一場面が重要になる。

また、利用対象が乳幼児とその保護者・小学生・中高年生年代と幅広いため、「不特定多数の来館者」があることと「異年齢集団での関わり」が児童館の特徴の一つである。

子どもたちが児童館に集まる大きな理由は、「人」との関わりを求めているため、児童館職員が利用者にとって魅力的な存在であることが第一の条件である。

職員は、「子どもの視点に立つこと」、「日常の自由来館の受け入れを重視すること」、「来館者一人ひとりを丁寧に受け入れること」及び「来館の計画性がない子どもへの配慮」が必要とされる。

子どもたちや保護者が楽しく過ごせるように、児童館が親しみやすい雰囲気であることが大切であり、行事だけでなく、日常の児童館が楽しいことが基本である。

今日の遊びを明日につなげ、「また明日もやろうね」と声をかける。遊びを繰り返し、継続性を持たせることが大切である。

本市の児童館が今まで一番大切にしてきた健全育成の理念は、日々の利用を積み上げて、「子どもたちとの関わり」を重視してきたことである。

#### 1-① 自然体験や社会体験を充実させる

子どもたちは、館外活動を通して、知的な適応能力を高め、情操を豊かにして、人格形成に必要なものを構築することができる。子どもたちが児童館職員以外の地域の大人（ボランティアやサポーター）と接しながら、自然体験や社会体験に参加することで社会性も育むことができる。

現在、自然体験や社会体験は、ボランティアのご協力を得て以下の行事で実施している。

山登り（山岳連盟の協力）・川遊び（水泳連盟の協力）・春の遠足・幼児のつどい遠足・幼児のいもほり・桜まつり・ネーチャーゲーム・落合川の自然観察と清掃・シャロームへの見学とボランティア活動、地場野菜の収穫、地域センター祭り、子ども祭り等である。

これらの自然体験や社会体験の行事の整理については、平成22年のあり方懇談会の報告書を踏まえ、検討をしていく必要がある。

### 1-② 開館時間を1時間延長する

平成13年設置の「東久留米市立児童館機能のあり方等に関する市民懇談会」（以下、「平成15年のあり方懇談会」という。）の報告書のアンケート集計結果概要からも、小学生の開館時間を6時までにして欲しいという要望がある。午後6時までの開館時間は、学校の帰りが遅い現状から見ると、子どもにとって魅力的である。一方、冬場の6時までの開館が小学生にとって、安全性に欠けるという意見や夏場の児童の体力や安全面に関する心配もあり、児童に対しての安全・安心の環境整備と開館時間のニーズとのバランスが課題である。

平成22年現在、小学生の利用時間は、5児童館とも午後5時までで、子どもセンターひばりでは、夏休み期間中だけ午後6時までとしている。

現行の開館時間については、以下の通りである。（平成23年度より一部変更予定。）

・くぬぎ・けやき・中央・滝山児童館は、午前9時～午後5時

・子どもセンターひばりは、

<幼児と保護者・小学生> 月～土曜日 : 午前9時～午後5時

日曜・祝祭日 : 午前9時～午後5時

<中高校生年代> 午前9時～午後7時30分（通常利用）

午後7時30分～午後9時（要申請）

日曜・祝祭日 : 午前9時～午後6時

### 1-③ 日曜日・祝日は開館する

民間の活力を導入することにより、子どもセンターひばりでは、日曜・祝日の開館が可能となり、他の4児童館と比較して、年間63日多く開館できる成果をあげている。（平成21年度実績）

日曜・祝日開館は、利用者のニーズにフィットした形で、魅力的な館の運営に繋がっていると見える。また、家族での利用や父親との利用が増加し、平日とは違った遊びの雰囲気味わえることもメリットになっている。

平成23年度より3児童館が指定管理者の運営になるため、祝祭日開館・時間延長により、サービスの拡充となり、利用者にとっての効果が見込まれる。

<現行の休館日>

くぬぎ・けやき・中央・滝山児童館 : 日曜・祝祭日・館内整理日・年末年始

子どもセンターひばり : 館内整理日・年末年始

## 2 子どもたちが育ち合う児童館

遊びは、子どもにとって「思考の最初の学校」であり、他のどの教育分野もできないような柔軟性、弾力性、創造的能力を子どもに教える。

子どもたちが成長するには、「時間」、「空間」及び「人間（人との関わり）」の「3つの

間」が必要だと言われ、自分にとって魅力的な遊びを繰り返すことで、問題解決能力を育て、次々と意欲的に遊びの内容を広げて行くことが可能である。

遊びは、子どもの人格形成の発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、子どもたちは、遊びを通して考え、決断し、行動し、責任を持ち、独自性・自主性・社会性を身につけていくことになる。

児童館には、不特定多数、異年齢、色々な要望を持った子どもたちが来館し、子ども同士が関わりを持つ中で、影響し合って成長する環境がある。

職員は、子どもの要望や思いを尊重しながら、場面や状況に応じて「個人的」あるいは「集団的」に指導し、子どもたちが自分自身で喜びや感動を見つけ出すためのサポートをすることが大切である。

## 2-① 成長・発達段階に応じたカリキュラムの実施・異年齢児交流

児童館活動においては、子どもたちの発達段階に相応しい経験ができるような配慮と計画性が必要である。また、異年齢で過ごす、縦の繋がりから発する時間は、児童を成長させる児童館の特徴の一つである。

従って、子どもたちには、文化的・芸術的な活動、体力増進的活動、集団的経験、野外での自然体験等の活動を通して、感性を豊かにして、心に残る楽しい遊びをするなどたくさんの経験の機会を与えることが重要である。

児童館活動には、以下の要素が不可欠である。

- ① 成長・発達段階に応じたカリキュラムの作成・実施。
- ② 異年齢児の交流。
- ③ 集団が社会性を養うための場になること。
- ④ 子どもと長期的・継続的に関わり、遊びを通して子どもの発達の増進を図ること。
- ⑤ 遊びを通して子どもを育成すること。

子どもは遊びによって生活の中で肉体的・精神的バランスを保ち、活力や体力を養い、情緒を育て、社会的能力を増進させる。

- ⑥ 子ども自らの意思や興味で集まれる空間、場所、施設であること。
- ⑦ 遊びに充実感を持って活動している、行動モデルになるいい大人がそこにいること。
- ⑧ 受容的・親和的・家庭的な生活空間、実践が展開されている児童館であること。
- ⑨ 地域の中高校生やお年寄りを含む異年齢の人間が集う場所であること。
- ⑩ 日々の集いや実践、発表の場が周期的に開催されていること。

## 3 独自性のある児童館

児童館の独自性は、児童館の特徴である、「多機能性」、「拠点性」及び「地域性」と密接に連動しており、「施設の立地条件等の違い」、「活動の過程の中で熟成されて行くソフト」、「地域の方と一緒に作り上げて行く関わり」、「利用者の地域性」等の様々な要因が館運営

の歴史の中で刻まれ、作り上げられている。

同じ行事を5児童館で比較しても、各館がそれぞれ工夫している点や独自のやり方があり、今までの経験値からくるブレンド方法が異なるため、画一的にならない点が児童館の魅力の一つでもある。

子どもたちは、児童館でなければやれないこと、館の特徴を活かした活動、地域に密着した行事に参加しながら、地域コミュニティの核として、多くの人たちに支えられる児童館に接することで、子どもの人格形成の発達を促す上で、豊かな時間を過ごしていると言える。

職員は、長中期的な展望に立った計画性で継続的な活動を実施し、安定した児童館運営をすることで、幼児～中高校生年代までの子どもの成長過程を長い目で見守ることが必要である。

### 3-① 創意・工夫の行事・活動の展開

5児童館の創立年数は異なるものの、児童館としての熟成度・完成度は、高くなってきている。各館が地域性を踏まえ、保護者の要望、子どものニーズを捉え、ソフトの充実と共に地域の人材確保と連携に努力をして多様な活動を展開している。

「独自性の発揮」、「魅力ある児童館にする」、「行事・活動内容・ソフト面」の提言の観点から見ても、かなり高まっている状態にあるとはいえ、児童館の運営に関しては、5館の独自性を発揮する経営を目指し、今後も館運営の創意・工夫とサポーターの人材確保を進展させながら、平成22年のあり方懇談会で提言された内容をより具体的に展開させていく必要がある。

## 4 どの子ども共に過ごせる児童館

児童館は、子どものための施設として、「誰でも受け入れる姿勢を大切に」、「子どもや保護者のありのままの姿を受け止めること」が児童館職員の基本姿勢である。

子どもがいつ来ても、いつも同じように児童館で受け止めること、来館者一人ひとりを丁寧に受入れることが「ノーマライゼーション」の考え方を育てる第一歩であり、職員として、全ての子どもたちが児童館を利用し、いつでも行事に参加できる工夫や、公平性・平等を意識してサービスや支援が適切に行われるよう意識すべきである。

また、個別的支援・指導のあり方について難しい問題がある時は、職員会議等での協議、関連部署との連携を図るものとする。

児童館を利用する子どもの中には、障がい、発達上のつまずき、個人差がある子どもの存在を含めて捉え、職員は、これらの子どもに対して、成長・発達が支援されるように配慮する必要がある。

児童館職員の指導の留意点として、「指導が性急にならないこと」、「子どもへの注意の仕方を研究すること」、「注意してから効果が出るまでの時間の認識」及び「子どもの小さな

変化を喜ぶ姿勢」等があげられる。

#### 4-① 障がいのある子の受け入れと交流

児童館は、「ノーマライゼーション」の考え方を基本に、全ての子どもたちがいつでも利用できる雰囲気が必要である。職員は、障がい児を遊び場において、一般児童と切り離すことのないよう配慮が必要であり、また、児童館の行事を通して、障がいのある子との交流をより自然な流れで深められるように、専門家や関係部署、団体との連携を強化することが重要である。

現在、「このみ」、「かるがも」及び「わかき学園」の3団体の利用があり、中央児童館で3月に行われる「春の遠足」の行事に、このみの児童と職員の参加がある。遠足の「準備会」では、このみの職員から児童館の利用者に対して、このみの子どもたちの特徴や気持、様子について詳しく説明があり、ノーマライゼーションの基本的な考え方や障がい児との関わりについて子どもたちが考える大変よい機会になっている。

児童館職員も障がいの程度や内容に応じて、適切な対応ができるよう、このみ・かるがも・わかき学園・特別支援学級の先生・専門職員と連携を図り、アドバイスを得ながら、障がい児への理解を深め、並行して研修の受講も実施していくことが重要である。

近年、小学生低学年においては、言葉が乱暴だったり、自己中心的な考えだったり、職員の話が聞けない等の状況が増加し、高学年になると暴言や暴力的行為、けんかトラブル、切れてしまう行動に変化してきている。今後においても、このような子どもの数は増えていくことが予想される。

このため、ボーダーラインの子ども、気になる子ども、発達障がいの子どもの児童館を利用する際、職員としての適切な対応方法が必要である。現実的には職員の個別対応が求められる時間が多くなり、安全を確保するために人員が裂かれることにもなるために、児童館の職員のチームプレーや連携力を強化する努力と共に、館全体の安全を確保するなど、利用者の現状にあった検討をしていく必要がある。

障がい児の来館のスタイルは、①施設の職員が同伴して来館する場合、②保護者やその代わりになるサポーターと一緒に来館する場合、③障がい児一人で来館する場合（場合によっては、保護者との相談が必要）の3つのパターンにまとめることができる。

一方、学童保育所における4年生以降の受け入れの要望があるが、課の対応策として、平成21年4月からけやき児童館で、学童卒所後の障がい児2名の自立的利用をサポートしながら、受け入れをしている。

#### 4-② 高校生年代の受け入れ

中高生年代は、自己を形成して行く時期で社会的自立への準備期間でもある。多様な人々と出会い、色々なことに挑戦することや社会参加の経験を持つこと、仲間や大人に認められる機会があること等が自立への土台となる。そのような観点から、中高生年代が

地域社会の中で様々な人と関わり、活動することの意義は大きいものがある。

近年、中高校生年代の居場所づくりは、人間関係の希薄化が進み、地域のつながりが失われる中、青少年の社会性を養うために重要な課題になっている。ところが、地域組織は、この「居場所づくり」と「ボランティア活動」に取り組んではいるが、現状では、この2つを相互に関連づけ、効果的な健全育成に結び付けているとは言い難い側面がある。

青少年の育ちの過程として、居場所づくりとボランティア活動を有機的に結びつけ、一つのプログラムとして行うことは、児童館における中高生健全育成事業を推進する上で、有効な方法といえる。しかし、中高校生年代にとって、児童館で自分の居場所としての満足感や充実感が得られなければ、児童館としてのボランティア活動には繋がらないものである。

児童館の新しい役割は、青少年の自立支援も視野に入れた子ども育成であり、「中高校生年代の活動の活性化」と言える。青少年にとっての地域活動の意義を認識して、地域に根ざした施設として、地域と中高校生年代をつないでいくことや、児童館の専門性と特性を活かして、中高校生年代が地域に積極的に参加できる活動やプログラムを提供していくことが児童館に求められている。

また、児童館の日常性と連続性を居場所として発揮できるように職員の意図的な働きが大切で、中高校生年代に自発性を促進させるためのファシリテーターの役割が求められる。

現在、4児童館では、利用時間や受入の体制の限界、小学生との住み分けを理由に、高校生年代の利用がある場合、子どもセンターひばりの利用を促している状況にある。それは小中学生の利用に妨げになる場合や影響力を考えると、利用の目的を明確にした児童館職員の適切な指導が必要とされるからである。

子どもセンターひばりの「中高校生の居場所づくり」は、ダンスの練習やバスケ、自習の場等として定着しつつあり、中高校生年代の夜間利用は、年間2,480名になっている。(平成21年度実績)

また、子どもセンターひばりの特徴の一つとして、日曜祝日開館と時間延長を活かし、中高校生年代の居場所づくりを展開している。中高校生年代の利用には、①やりたいことが明確で目的を持って来館する子どもたち、②職員を話し相手として求め、自分の悩みや話しを聞いてもらうための相談や話す居場所として来館する子どもの2つのパターンがある。

現在、子どもセンターひばりが近隣の中学校や高校へ情報を発信して、南中、久留米総合高校、田無高校と連携を図り、中高校生年代向けの企画も工夫しており、利用を促すだけでなく、南中や久留米総合高校のボランティア部とタイアップして行事の取り組みにおいて中高校生年代の力を活かす活動を展開中である。

#### 4-③ 乳児の居場所づくり

0歳から3歳までの育て方や環境がその子の人格形成に大きな影響を与えと言われて

いる。環境と育ちが変化している時代だからこそ、人間形成の基盤が培われる重要な時期に、「人との関わり合いの大切さ」や「遊びを通しての豊富な経験」が必要であり、ここに児童館の担う役割が存在する。

「0歳児の行く場所がない」、「0歳児向けの行事をして欲しい」との保護者の意見を受けて、現在、子どもセンターひばりの開館に合わせ、利用対象を0歳児に拡充し、健康課、助産師、ボランティアの協力を受けながら、0歳児と保護者の居場所づくりに取り組んでいる。

例をあげると、幼児向けの行事に加え、赤ちゃん限定の行事、読み聞かせの会、毎日の体操タイム、保護者向けの講演・講習会等を開催して、乳幼児の保護者同士、保護者と児童館職員との話しをしやすい雰囲気作りに力を入れている。

今後、乳児の利用に関しては、①乳児に適した環境の整備や備品の充実、②館内の幼児との住み分け、③成長・発達段階に応じた、よりきめ細かなソフトの設定が課題である。

また、乳幼児と保護者に関しての支援をする際に、児童館職員として、職員研修の充実、地域の人材活用、情報収集と提供、実践的な課題の研究やスキルアップが必要である。

## 5 子どもが主人公の児童館にする

子どもたちにとって児童館は、学校や家庭とも違う、「リラックスできて、ほっとできる居場所」、「自分らしくいられる場所」、「ありのままの自分が認められる場所」、「自己肯定感を持てる場所」でなければならない。

児童館は、「人間づくりの場、希望と未来を開く場」として、子どもの社会性や人格形成を育むためにも、意思表示を保障しなければならない施設である。

健全育成の概念は、「すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図って、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てること」だと言われている。

児童館活動は、児童福祉法第40条に基づき、児童健全育成について以下の5項目に留意して運営している。

- ① 身体を健康を増進する
- ② 心の健康を増進する
- ③ 知的な適応能力を高める
- ④ 社会的な適応能力を高める
- ⑤ 情操を豊かにする

児童館職員は、様々な活動の中で「子どもの何をどう育てようとしているか？」の意識が大切である。工作室の運営を例に挙げると、①児童館職員は、児童のありのままの作品を認めること、②ほめて次の制作意欲を引き出すこと、③学年や男女の区別をせずに、より個性が発揮される工作の設定、④作品が画一的にならないような、企画や準備段階での工夫等が必要になる。



### 5-① 子ども参画の児童館にする

児童館職員は、日々の子どもの関わりを通して、利用者一人ひとりから、話、やりたいこと、要望、意見等を、職員として適切な態度で、丁寧に受け止めなければならない。

行事の運営に関しては、準備会や実行委員会の場が子ども個々の意見を集約する場になっている。

中央児童館では、年4回開催される「子ども会議」で意見集約し、日常の利用を通しての子どもや利用者の要望、規則、児童館行事の企画について話を聞いている。

子どもセンターひばりでは、中高年生年代による「しゃべり場」を年6回開催。行事、館内のルール、マナー等について利用者の立場で意見交換をしている。また、利用者へのアンケート調査を実施して、児童館に求める意見を集約している。

平成22年のあり方懇談会の報告書に、「子ども総会（子ども会議）の開催」や「意見箱の設置」について提言がされている。日常の職員との関わりの中で、子どもたちの要望や意見等を集約することは、非常に大切なことであり、子どもたちの意思表明を保障することにもつながるものである。

## 6 地域・学校等が関わり合う児童館

児童館は、児童の日常生活圏である小地域をサービス・エリアとし、児童の健全育成に関する各種活動の拠点として、「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」を築いていくもので、本市においては、子ども、保護者、学校、地域の人たち、ボランティア、児童館の利用者との関わりや繋がりを開館以来ずっと大切にしてきた経過がある。

本市の児童館の基本理念の一つとして、「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」や「地域に根ざした児童館」があげられる。

「子どもたちを地域の人みんなですり育てて行こう」とする姿勢から、地域の人たちと共に、日々の積み重ねによって作り上げた信頼関係は、児童館の職員集団（チームワーク）を中心に「地域の人たちと一緒につくる児童館活動」を築いている。

また、地域ボランティアの構築に関しては、ボランティアが一方的な受身ではなく、児童館で自分の役割を認識できるように、ボランティアとして参加しながら、一緒に育ち合っていく関係を大切にしている。

人形劇、読み聞かせ、体操、大学生（社会事業大学・秋草短大）、老人会、お母さんのグループ等、素晴らしいボランティアグループに支えられていることは、本市の児童館の大きな魅力の1つである。

### 6-① 学校との関係を深める

利用者の子どもたちについて、児童館だけでは、解決できない問題が多くなる傾向にあり、問題の内容も複雑多岐に亘っている。関係部署との連携を初め、今後、ますます

学校との連携が必要になってきている。問題を解決するために連携する関係よりも、日常的に学校と連携がとれる関係にしておくことが重要である。

現在、学校との関わりとしては、年度初めの挨拶、「児童館のおたより」の配布、4者協会議、要保護児童対策地域協議会、ケース会議、移動児童館での協力を通して学校と連携している。また、子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生委員との協力関係を得て、学校とのスムーズな連携強化を図っている。

子どもセンターひばりでは、職員が中学校の評議委員に加わり、学校との関係を深めている新たな取り組み方も行っている。

児童館職員は、学校での子どもに関する評価や様々な情報を入手する際に、児童館での子どもの様子や児童館職員として受ける子どもの印象が、学校の様子と異なる場合があるため、偏った情報の分析にならないよう、慎重でなければならない。また、子どもを見る視点として、360度の多角的な視点での分析や判断が求められる。

さらに学校との関わりでは、学校から下校後、直接児童館に来館できるシステムを検討し、ランドセル来館の導入を図ることも考えていかなければならない。

## 6-② サポーター・バンクを設ける

平成15年のあり方懇談会で提言された項目で、利用者にとって魅力ある児童館にするために、各館の行事や活動において地域の人たちの協力や支援はなくてはならないものである。現状では、「地域の人たちと一緒に作る児童館活動」を大切にしながら、歴史の中で5児童館がそれぞれ地域の人材バンクを確立しており、これからも児童館活動で新たな分野の開拓をして、人材とソフトの充実を図っていくことが必要である。

## 6-③ ネットワークを活用した子育ての情報提供・発信

「地域の人たちと一緒に作る児童館活動」あるいは「地域ボランティア・団体とのネットワークの構築」として、利用者が一方的な受身ではなく、児童館での自分の役割を認識できるように、ボランティアとして参加しながら、一緒に育ち合っていく関係が大切である。

本市の児童館は、人形劇、読み聞かせグループ・体操のボランティア、大学生ボランティア（社会事業大学・秋草短大）、老人会、保護者のお母さんのグループ等、信頼関係でつくれた、素晴らしいボランティアグループに支えられており、大きな魅力である。

今後とも児童館の行事に関して、多くのボランティアの人たちや団体の専門分野との協力体制づくりを推進していく必要がある。

このように児童館のネットワークの構築は、気になる子どもへの対応が迅速になり、関連機関への情報提供がスムーズになるなど効果も大きい。

また、館運営のソフトを豊かにして、児童館側が利用者に対して情報を発信することにもつながり、特に乳幼児の保護者間のネットワークづくりや情報提供、中高年生年代の居

場所づくりの情報発信、運営のソフト面の開発に大きな影響がある。ネットワークを活用した児童館からの子育ての情報提供・発信は、地域の子育て支援施設の拠点として地域を活性化させる、重要な役割になる。

#### 6-④ 地域懇談会あるいは運営委員会の設置

地域懇談会については、現在、よりよい児童館を目指すために、利用者や地域の人たちから幅広い意見を聞く意見交換の場として、子どもセンターひばりに設置されており、これが1つのモデルとなる。

このように地域の人たちの参加を得て、より適切な子どもたちのニーズに応じていくためには、地域の大人の理解と協力が不可欠であり、関係機関や団体、ボランティア等との連携を図る中で、子どもにとって「やさしい総合的な福祉の街づくり」が必要になってくる。つまり、児童館の適切な運営を図るには、地域のサポートが必要であり、そのためには地域懇談会や運営委員会を組織することが肝要である。

この地域懇談会では、地域住民との意見交換の場として、児童館の問題や広く地域の子育て支援について話し合いをし、地域の課題への取り組みの強化に結び付け、各館の人材を有効活用することで、児童館の運営をサポートする形でなければならない。

従って、地域懇談会を充実、発展させる事で、「サポート委員会」や「第三者評価」の機能を併せ持つことが可能になってくる。

また、地域懇談会や運営委員会の構成メンバーには、実際に地域で子どもの健全育成に携わっている人たちを加え、地域資源をつなぎ、地域の子育て力を高め、児童の健全育成に貢献していく役割を担うようにすることが求められる。

なお、児童館に係る運営委員会の設置については、国及び東京都にそれぞれ設置運営要綱があり、下記のとおり、市町村にも通知されている。（「その3」資料編参照。）

##### (1) 児童館の設置運営について

平成2年8月7日 厚生省発児第123号 厚生事務次官通知

児童館の設置運営要綱

第2の3の(3)ウ、第3の3の(3)、第4の1の(3)ウ、第4の2の(3)ウ

同日付の厚生省児童家庭局長通知抜粋

1の(3)ア 運営委員会の設置

「児童館の適切な運営を図るために、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。」

##### (2) 地区児童館設置運営要綱(東京都) 抜粋

平成16年6月16日付16福子推第54号 決定

## 第2の5の(1)ア 運営組織

「---- そのためには、地域社会の人々からなる児童館運営委員会、児童の代表からなる児童委員会などの組織をつくり、民主的な運営を行っていくことが望ましいこと。」

## 7 効率的・効果的な管理運営

本市の財政状況が厳しい状況にあつて、行財政改革が推し進められている中、施設の適切な管理運営が求められている。そのため、効率的・効果的な管理運営は避けられる状況にはない。

これまでの行政による画一的で法規優先になりがちなサービス提供とは異なる、利用者・市民の立場に立ったサービスの提供が求められている。その担い手を指定管理者に委ねることが全国的な流れになっており、これは、新しいまちづくりの形態である「市民と行政の協働」でもある。利用者の多様な要望に柔軟に対応していくための新たな運営方法の導入をしていく必要がある。また、研修、人材育成をすることにより、質的レベルアップを図ることも重要である。

### 7-①職員等の研修・人材育成

児童館では、子どもの様子、家庭環境の変化、多様化する利用者のニーズ、指定管理者制度の導入、児童厚生職の異動等を含め、今後ますます、児童厚生職員の人材育成と業務内容の伝達（指導・監督・職員教育・育成）が極めて重要になる。従つて、児童館の職員育成のレベル向上のために、定期的な研修の設定と職員間で育ち合う環境が必要である。

現在、学童・児童館職員（正規・嘱託・臨時職員・指定管理者）の研修を定期的に行い、児童厚生職員の人材育成を行っている。

研修内容に関しては、正規職員の研修（自治会館）、子育て支援課による研修、嘱託職員分科会研修、都児連研修・東部ブロック研修、児童館全職員研修等を実施している。

研修の内容も多種多様で幅広く、公務員倫理、発達障がい、ソーシャルワーカー、コーディネーター、幼児の居場所づくり、中高校生の居場所づくり、職員自らのテーマに沿つた研修の設定など、現場の仕事に直結した内容になっている。

平成18年4月の子どもセンターひばり開館準備に向けては、開館前の準備段階から、児童館の歴史や本市の児童館が大切にしてきたことや理念、業務内容の伝達、研修、既存4児童館での実習を行い、業務の伝達を丁寧に行つてきた経過がある。

ひばり開館後も引き続き、5児童館での保育連絡会の伝達をはじめ、市立児童館としての運営や経営、危機管理、児童館のノウハウ、情報交換を5児童館が共有して、各館が切磋琢磨し合える関係になっている。

各館の行事の他に、市立5児童館として実施する、子どもまつり、川遊び、山登り、幼児の運動会、スポーツフェスティバル、観劇会を5児童館で取組み、今までの歴史的ノウハウを職員間で継承しながら、今後とも、特に平成23年度、児童厚生職の質の向上のため

め、3児童館の指定管理者制度導入に伴う業務の引継ぎ、並びに児童厚生職員の研修や人材育成に関して、力を入れて行く必要がある。

### 7-②「きまり」は今までどおりとする

平成15年のあり方懇談会の報告書では、「きまり」に関して、来館する子どもたちの家庭環境の違いに配慮しながら、「がまんすることを身に付けさせる必要もある」と記載されている。

平成15年のあり方懇談会後も児童館の基本的なルールに関して、大きな変化はないが、新たな指定管理者制度の導入もあることから、各児童館での乳幼児の居場所づくりの推進、開館時間の延長、日曜祝日開館、中高校生年代の居場所づくりなど、利用者の立場に立ったサービス提供や新たな活動に準じた、ルールやきまりの設定が随時必要になる。

子どもセンターひばりでは、土曜・日曜・祝日と3期休業日に限り、館内の自動販売機で飲料水の購入が可能である。また、滝山児童館を除く4館で、幼児と保護者向けにランチタイムを実施している。

利用者の新たなニーズの把握とそれに付随するきまりやルールの設定をするためには、子どもセンターひばりでの活動の実践結果の分析、地域懇談会や子ども会議からの意見、意見箱、アンケート調査の結果を有効に活用していくことが重要である。

児童館のきまりは、①安全性、②健全育成と公平・平等性、③利用者のニーズ、④館の独自性、⑤効果等を総合的な見地からバランスよく判断する必要がある。(健全育成の場合、公共施設、子どもの施設、誰もが利用できる施設の観点から考慮しなければならない。)

児童館のルールやきまりを通して、利用者が社会性や協調性、ルールを守る主体的な気持ちを持ち身に付けることは児童館の重要な役割の1つである。

### 7-③ 指定管理者等への委託

平成22年のあり方懇談会の報告書では、子どもセンターひばりの実績を検証した結果、公立直営では限界のあるある運営や活動、新たなサービスの展開がされており、児童館の質の維持・向上のために民間委託化を一層推進すべきであると提言されている。

指定管理者制度の導入より、民間の活力を導入し、子どもセンターひばりを運営して5年目になり、日曜祝日開館、中高校生年代の居場所づくり、開館時間延長等のサービス拡充に向けての多くの効果が得られている。

平成23年度からは、滝山児童館とけやき児童館の2館に指定管理者制度が導入されるため、今後、公設民営の3児童館に対しての指導、監督、引継、業務伝達、職員教育、研修が大変重要になり、5児童館としての質の向上と連携強化、中央児童館の中核的役割が求められる。

5児童館のそれぞれの独自性を発揮した運営に加え、民間活力を導入することで、多様な要望に柔軟に対応しながら、地域とのつながりを更に強化し、よりよい子育て支援の拠

点になるべきである。

また、本市の児童館活動の歴史を継承しつつ、公設民営の特徴やノウハウを生かし、新たな児童館のニーズの開拓やソフトの展開が求められる。

市立5児童館がそれぞれの地域で、子育て支援の拠点としての役割を果たすことによつて、本市の児童健全育成や児童福祉の質の向上に結び付くものである。

## 8 子育て支援ネットワークのある児童館

子育て支援の総合的な施策を図る上で、関係機関や関連部署との連携は不可欠である。

児童の問題については、児童館だけで解決できる問題は少なく、限界もある。児童厚生職として持ち合わせていない他分野の専門家の知識が必要な時が多くある。児童館職員の役割は、利用者の相談内容を把握して、専門機関につなげることである。

また、児童館の運営を豊かにし、魅力ある児童館づくりに関して言えば、「6 地域・学校等が関わり合う児童館」で記された内容は、本項のネットワークのある児童館とも関連してくる項目である。

現在、児童館では、以下のようにネットワークを構築している。(ここでは、地域ボランティアの関わりを除く) 子ども家庭支援センター・児童相談所・保育園・私立幼稚園・小中学校・スクールソーシャルワーカー・民生委員・主任児童委員・青少協・青少年委員・健康課・わかき学園・このみ・かるがもなどである。

会議としては、要保護児童対策地域協議会・4者協議会・ケース会議・学校評議委員への参加をして、問題解決に向けて意見交換や情報を提供している。

関連部署との連携として、子ども家庭支援センター、主任児童委員との打合せ会、幼児のつどいを通じての民生委員との関わり、スクールソーシャルワーカーなどがあげられ、要保護児童対策地域協議会を中心に子育て支援のネットワークを構築しており、今後とも一層の連携をとっていく必要がある。

### 8-① 子育て支援ネットワークづくり

本市の児童館は、開設以来の長い経過の中で、地域の人との関わりを大切にしながら、「地域の人たちと一緒に作る児童館」を目指してきた歴史がある。

現在、児童館に関連した人材のネットワーク作りを構築して、地域の大人や若者との関わり、サポーター・バンクの実施、子育ての総合的な施策などに対してかなり網羅出来ている状況にある。

関連部署との関わりでは、子ども家庭支援センターとのつながりが重要であり、ネットワークの構築の成果は、気になる子どもへの対応が迅速になり、虐待の早期発見や防止、関連機関への情報提供がスムーズになるなどの効果を得ている。

今後とも、要保護児童対策地域協議会(虐待防止の会議)をはじめ、健康課、主任児童委員、民生委員、学校、保育園、幼稚園等との関係を一層強化して、子育て支援ネットワ

ークの構築を進めていく必要がある。

## 8-② 福祉的機能の発揮(相談支援機能の充実強化)

現代は、家庭環境、保護者の考え方、子どもの様子、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきており、「遊びの施設」として根づいてきた児童館は、今、子どもの最善の利益を保障する地域福祉活動の支援施設として、「福祉的機能」を発揮することが求められている。つまり児童館には、いじめ、不登校、気になる子、障がい児、発達障がい児への対応、虐待、帰国子女の対応、家庭の問題等の深刻な児童問題の早期発見の場として力を発揮して支援することが求められている。このような問題は少数ではあったが、昔から児童館に存在していた。いずれも児童館だけでは解決できない問題ではないため、現在は、子ども家庭支援センター、民生・主任児童委員、家庭、学校、スクールソーシャルワーカー等、関係機関や部署と連携を図り、子どもが自立できるように見守り支援を行っている。以前なら児童館だけで抱えていた解決困難な問題も、現在は行政の専門機関である「子ども家庭支援センター」へつなげることが可能である。

子どもたちや保護者のありのままの姿を受け止める児童館職員は、利用者が抱える「家庭環境の問題や悩み」、「子ども自らの力では解決できない困難なこと」を今後も数多く直面することが予測される。

大切なことは、「職員の気づきのセンス」だと言われている。

職員は、子どもが発信するテレパシーをきちっと受け止めるアンテナを磨いていなければならぬ。職員の資質として、「子どもの心身の状態や変化に気付く観察力」、「職員の気づきのセンス」、「職員間の報告・連絡・相談の徹底」、「日常の業務に対する児童館職員としての感覚的センス」が求められる。

児童館は、子どもが抱える可能性のある問題を発生予防し、被虐待児童等の早期発見と専門機関との連携ある対応が必要である。

児童館職員が解決できることや対応できることは限られているがその時、職員が児童や保護者に対してどのように接し、受け止めたかが大切である。問題を抱えた利用者が児童館に来館した時、支援が必要かどうか、適切なサポートはどうあるべきか、専門機関と連携して情報を提供する上で、その時のベストな判断が求められる。そのためにも、日常の遊びや子どもとの丁寧な関わりを通して状況を把握し、情報を数多く入手しておくことが重要である。

これからの児童館は、以下2つの視点から福祉的機能の発揮が必要とされている。

### ① 子どもの安定した日常生活の支援をすること

児童館は、地域の中での子どもの居場所・遊びの拠点となることを目指しているが、子どもの人間関係や家庭、地域における生活状況が見えてくる所でもあり、児童館活動を通して、子どもの日常生活を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援して行くことが重要になってきている。

## ② 子どもの居場所となり、問題の発生を予防し、福祉的課題に対応すること

児童館は、利用対象の性質から長期間にわたって子どもの成長・発達に継続的に関わりを持つことができる児童福祉施設である。現実的に子どもの生命の保全と情緒の安定に資する居場所にもなっており、子どもの友達関係や家庭環境などについての調整を含め、子どもの生活を援助する機能が児童館にも求められている。

このようなことから、不登校、いじめ、非行等子どもが抱える可能性のある問題の発生を予防し、児童虐待等の福祉的課題を早期に発見して、専門機関との連携を含めて対応を図ることが必要である。

児童館が大切にしている理念の1つに「子どもにとってどうか」という考え方がある。子どもの立場で考えていったいどうなるか。本市の児童館は、長い歴史の中で、活動の内容を子どもの目線に立って考えてきている。最近、特にさまざまな家庭環境の中で問題を抱える児童が多くなっているため、児童館職員が、子どもたちの代弁者の役割を担うことも多々ある。児童福祉法に基づき、児童館で発揮できる「福祉的機能」を考えて運営していかなければならない。

このように、乳幼児～小中高年生年代と保護者を受け入れる施設として、子育ての経過や子どもの発達段階の推移を継続的に見守ることが児童館では可能であり、要保護児童対策地域協議会等において、児童館の特徴を活かして子育て支援のネットワークに協力し、問題解決をしていくことが肝要である。

### 8-③ 子どもや親の相談に応じる

子どもの相談業務をはじめとする福祉的課題に対応するために、児童館職員は、子どもとの遊びや保護者との関わりを通し、日常の児童館利用の中で、話しやすい環境を整えることを意識するとともに、子どもや保護者の気持ちを受け止め、話しを丁寧聞く態度からスタートして、ソーシャルワーカーやコーディネーター的役割を發揮しなければならない。児童館職員の資質として、「ありのままの姿を受け入れる職員の姿勢や態度」、「職員の気づきのセンス」、「守秘義務」がとても重要になる。

このため、日常の体操タイム、幼児のつどい、お母さん同士で子育ての話しができる場、乳児向けの行事、保護者向けの講習・講演会などを実施して、職員と保護者との関わりの幅を広げていく必要がある。さらに児童館職員は、相談業務の専門家ではないため、相談の内容に応じて、子育て支援のネットワークを活用し、それぞれの専門機関へつなげる橋渡しをすることにも注意を払わなければならない。(子ども家庭支援センター・健康課・主任児童委員・民生委員・スクールソーシャルワーカー他)

#### <相談機能と居場所づくりの推進>

児童館職員は、利用者にとって身近で話ししやすい雰囲気、なんでも気軽に相談できる存在になり、ソーシャルワーク的な役割を果たすことが必要である。相談の内容に応じて



専門機関へつなげる橋渡しやサポートをすることは児童館職員の大きな役割の1つである。

子育て家庭に対する初歩の相談・援助を行い、子育ての共同の場づくりを促進することが地域における子育て家庭を支援することへ繋がるものである。

#### <乳幼児と保護者に対する児童館の役割>

##### ① 乳幼児期の保護者への子育て支援のニーズが高まっている。

児童館は、乳幼児期にとどまらず、学童期・思春期と継続的に子育てに寄り添うこと、子育ての共同の場を提供すること、子育てに関する課題や困難の軽減や保護者の子育て力の向上をサポートすることが必要である。

##### ② 保護者の子育てを支援し、子育ての共同の場を提供すること

保護者は、わが子とその友達の関係性を見ることによって、子どもたちの育ちをより大きな視点から支えることが可能になる。

(人との関り合いの大切さ)

(友達づくり・遊びや葛藤など豊富な経験)

(人格形成)

(乳幼児にふさわしい生活リズム)

##### ③ 児童館の乳幼児の居場所づくりに必要な3つの柱

ア ひろば (保護者が学び合う場)・(地域で話せる場と助け合いの場)  
(子育てに喜びや自信が持てるような子育てトーク)

イ 相談機能 (相談出来る雰囲気)・(専門家の確保)

ウ 情報発信 (情報発信の充実)

##### ④ 保護者や地域社会の協力体制の整備

子育てサークル等、保護者同士が自主的に企画運営を行う活動を支援し、子育ての社会的な共同の場づくりを支えることも重要である。

##### ⑤ 児童館では、児童や保護者から以下の相談を受け、支援・サポートに努めている。

ア 家庭でのしつけ・教育不足「挨拶」・「礼儀」・「言葉遣い」

イ 基本的な生活習慣、食習慣不足

ウ 核家族化で「道徳的観点から忠告する人の存在不足」

エ 我慢する力・他人への思いやり

オ 子育てに喜びや自信が持てる場

カ 保護者が学びあう場

キ 人との関わりの大切さと人格形成

- ク 幼児に相応しい生活リズム
- ケ 話せる場と助け合い
- コ 相談しやすさと雰囲気

＜児童館で実施されているソフト＞

- ア 妊娠・出産・育児の講話・実習
- イ 親子のふれあい遊び
- ウ 妊婦への子育て情報の提供・育児不安の解消・相談
- エ 育児相談
- オ ネットワークづくりの推進
- カ よりよい生活リズム・生活習慣・健康づくりへの支援
- キ 障がいの早期発見と療育の取り組み
- ク 知的好奇心を育む機会・屋外で遊ぶ経験
- ケ 人とのかかわり・思いやり・規範意識・年齢発達にふさわしい教育

#### 8-④ 相談とソーシャルワーク的役割とコーディネーター的役割

児童館は、利用者にとって親しみやすい雰囲気であることが大切であり、職員は、保護者にとってよき話し相手、相談相手であり、ソーシャルワーク的な役割を果たすことが必要である。児童館での保護者や児童の相談は、職員との信頼関係の延長上にあり、日常の話しやすい雰囲気が大切で、個人情報に関しては守秘義務が課せられる。

相談の看板を大きく掲げるのではなく、日常の些細な質問や悩みを聞く間口を広げ、児童館らしいソーシャルワーク的な役割と相談者を丁寧に受け止めて、専門機関につなぐ役割が重要である。

このように子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての共同の場づくりを促進することで地域における子育て家庭を支援することが大切である。

### 9 地域コミュニティの核としての児童館

現在、地域における子育ての共同意識が希薄になっている中、子どもを取り巻く環境の変化、多様化する児童に関する諸問題の解決のために、地域コミュニティの核としての機能を果たして行くことが求められている。「地域に根ざした児童館」、「地域の人たちと一緒につくる児童館」あるいは「地域・学校等が関わり合う児童館」と言われる所以である。

一方、児童館は0歳から18歳までのすべての子どもを対象としている施設であるが、現在の配置が偏在しているために、すべての子どもを受け入れる状況にはなっていない。そのためには、市域全体から見て、小地域をエリアとした、均衡のとれた配置が望まれる。また、児童館行政を推し進める中心はあくまでも子育て支援課であるが、各館がバラバラに推し進めるのではなく、一定の方針の下、進める必要がある。ここに連絡調整機能の強

化の必要性があり、さらに有事における危機管理体制づくりや学童保育所との連絡などについてもその安全、安心の確保が必要になってくる。

また、ハードの検討はソフト面と合わせて検討されるべきで、市全体の児童館のあり方を考えながら、くぬぎ児童館の問題も検討していく必要がある。

## 9-① 配置バランスと中継・連絡調整機能

### (1) 今、求められている児童館の子育て支援の機能

児童館は、子どもの育成を通して、地域住民と協働して活動する機会をたくさん設けることで、「子どもを社会で育てる」環境をつくり出し、子どもの育成に関する地域住民の意識向上を図ることができる。地域資源のネットワーク化を進め、子育て支援と健全育成の地域社会づくりを進める役割が児童館の今後の機能である。

児童館は、拠点性や地域性を中心に活動できる施設である。児童館を拠点にした子どもたちの子育て支援を行う上で、その利点を最大限に活かし、地域の人たちとの関わり、学校や保育園、地域にある既存の施設との連携や社会資源のコーディネートが必要になる。学校だけ、地域だけでは、解決しない問題がたくさんある中、唯一、子どものための施設である児童館があるので、地域の中で児童館の役割の持たせ方を深く掘り下げ、10年後20年後の将来を見越した、これからの児童館に求められるものに付随したものの考え方を構築していく必要がある。

### (2) 児童館の配置と連絡調整機能

本市の児童館は、都営団地の建替、地域センター建設、学童保育所の増設（児童館内の育成室の補助金）等の影響を受けながら、建設されてきた経過がある。

結果として、市域全体を見渡すと、西部地域にくぬぎ児童館、滝山児童館、子ども家庭支援センターの子育て支援施設などが集中し、偏在している状況になっている。

平成22年設置のあり方懇談会の報告書では、児童館は、「人間づくりの場」であり、「地域の子育て支援の拠点」である。従って、すべての子どもを受け入れる必要がある。このために、現在の児童館配置の偏在を早急に見直し、空白地域をなくすことを提言している。

児童館が、今後、より細やかに地域の子育て支援施設として発揮し、概ね市内全域を網羅できるようにするためには、中央児童館を中心に、均衡のとれた児童館の配置が望まれる。この結果、市内21箇所の学童保育所の保安体制に関してもより安全性が確保できるようになる。また、児童館エリアの学童を含めた子育て支援施設の中継・連携調整機能を果たすことが可能になり、閉庁時の危機管理体制や保安体制のセーフティガードの機能を果たすことにもつながる。

さらに空白地域に建設されることで、現代の児童館に求められている子育て支援の拠点性の発揮とともに、地域の総合的子ども支援の一環として捉えることができ、地域コミュニティの核としての機能の充実にもつながるものである。

### (3) 移動児童館の取り扱い

現在、児童館のないエリアへの子育て支援サービスと児童館のPRを目的として、平成14年度から移動児童館を開催している。新しい配置に見直すことにより、ほぼ市域全体が網羅できることになり、充足された地域では、特に問題は生じないと考えられる。しかし、なお児童館のない空白地域の状況については、その状況等を見定めて移動児童館でのサービスの展開は考えていく必要がある。

### 9-② 危機管理・保安体制・業務の指導監督・学童との連携

児童館は、「地域コミュニティの核」としての役割の他に、「エリアの子育て支援施設の核」であり、中央児童館は、5児童館の中心としての機能も持ち合わせている。

5つの児童館は、それぞれの地域で独立した活動をしているが、児童館・学童との連携を図るために、次の機能が重要になる。

①有事に対する危機管理体制、②21箇所の学童を含む保安体制、③土曜日の連絡中継機能（光化学スモッグ注意報・不審者情報）、④課と子育て支援施設を結ぶ連絡調整機能、⑤指定管理者が管理運営する児童館に対しての指導監督の機能。これらの機能を発揮して、5児童館と21学童保育所の安全性、健全育成、保育のレベル向上に努めなければならない。

平成23年度から指定管理者制度が導入される3児童館に関しては、子どもセンターひばりへの過去5年間の業務伝達や指導監督を踏まえ、各職員は連携を深め、業務の指導監督の機能を発揮することが大切になる。また、放課後の子育てサポートの強化として、学童保育所との連携の仕組みづくりが必要である。

少子高齢化、核家族化、働く女性の増加傾向を踏まえ、子育ての総合的な施策を展開する中では、次代を担う子どもたちがのびのび心豊かに育つ環境を整えることが重要であり、そのめたには保護者、学童保育所、学校と連携して、既存施設の機能を最大限に有効活用し、さらなる子育て支援のサービスの向上を図る必要がある。

現在、危機管理に関しては、以下のシステムで管理している。

- ア 業務運営要領（安全確保の記載）
- イ 施設の安全管理（毎月の点検報告書の提出）
- ウ 活動の安全面（事故報告書の提出）
- エ 「環境整備の日」「防災教育の日」「交通安全・防犯教育の日」を4ヶ月に1回義務化
- オ 各館での危機管理マニュアル作成
- カ 危機管理に関する研修
- キ 普通救命講習の受講
- ク 消防避難訓練指導（3年に1回）

### 9-③ 安全・安心できる居場所

近年、子どもを取巻く環境の変化、社会環境の変化が激しい中、子どもたちが安心して遊べる場所も限られてきている現状がある。職員がいることで、利用者が「安心して過ごせる安全な遊び場所」としての児童館の期待が高まっている。地域コミュニティの核としての役割を持つ児童館であるが、何よりも利用者の安全・安心できる場所でなければならない。児童館の特徴である、多機能性・拠点性・地域性を発揮する上でも、児童館の安全・安心の確保が重要である。

職員は、①危機管理意識を常に持つこと、②利用者の安全面を第一に運営すること、③危機管理マニュアルを理解すること、④運用方針に基づき、安全対策を講じること、⑤日常的に児童館の環境整備、整理整頓、美化を推進することなどで、安全・安心の児童館づくりに努めなければならない。